## (1) 身体隨害者手帳

区分	手続	手続に必要なもの	申込先
新規申請		① 指定医による診断書 ② 写真(縦4cm×横3cm) ③ 印鑑 ④ 個人番号及び身元確認書類	
障がいの程度や内容が 変わったとき	交付·再交付申請書	<ol> <li>指定医による診断書</li> <li>写真(縦4cm×横3cm)</li> <li>身体障害者手帳</li> <li>印鑑</li> <li>個人番号及び身元確認書類</li> </ol>	福祉事務所(障がい者支援係)
紛失・破損したとき		<ol> <li>身体障害者手帳(破損の場合)</li> <li>写真(縦4cm×横3cm)</li> <li>印鑑</li> <li>個人番号及び身元確認書類</li> </ol>	電話 0855-75-1931 町内無料電話 375-1931 大和事務所 電話 0855-82-3121 町内無料電話 382-3121
居住地・氏名が 変わったとき	居住地等変更届	<ol> <li>身体障害者手帳</li> <li>印鑑</li> <li>個人番号及び身元確認書類 (転入の場合、転入先で手続き)</li> </ol>	可內無科電話 382-3121
死亡・自己都合による 返還	返還届	<ul><li>① 身体障害者手帳</li><li>② 印鑑</li><li>③ 個人番号がわかる書類</li></ul>	

## 【 身体障害者手帳の各種料金割引・減免 】

制度		内容			備考
	対象者	第1種身体障がい(児)者	第2種身体障がい(児)者	12歳未満の第2種身体障がい	
		本人及び介護者	本人	本人及び介護者	
		介護者と乗車 →割引	単独で乗車		窓口で手帳を呈示し、
J R 旅客鉄道 ㈱旅客運賃割 引	普通乗車	単独で乗車	→片道100kmをこえ	×	割引乗車券を購入する。
	券	→片道100kmをこえ	る区間について割引		※注1:特別急行券除
		る区間について割引			<.
	定期乗車	介護者と乗車→割引	×	介護者と乗車→割引	詳しくは JR西日本お客様センター
	券	※介護者は通勤定期に限る	*	※介護者は通勤定期に限る	
	回数乗車	介護者と乗車→割引	×	×	電話
	券		^		0570-00-2486
	急行券	介護者と乗車→割引	×	×	
	※注1		^		
	割引率	5 0 %			
		第1種身体障がい (人	児)者 第2種身体障がい(児)者		
航空運賃割引	対象者	本人及び介護者		本人	詳しくは航空会社に
	航空券		普通大人(小人)片道運賃		問い合わせください。

		割引率	航空会社・時期	<ul><li>路線等により異な</li></ul>	ります	
			バス	電車	旅客船	
	対象者	身体障害者手帳				
		, , , , , , ,		び介護者 第2種・	·····本人 T	
県内運	賃割引	適用会社	市町村営バス、石見交通 一畑バス、松江市営バス 中国JRバス、日の丸自動車 隠岐海士バス	一畑電車	隠岐汽船	乗車券購入の際に手帳を呈示し、購入する。 詳しくは適用会社に 問い合わせください。
		割引率		5 0 %	1	
タクシ	一運賃割引	割引率	10% (10円未満端数を切捨て)			詳しくはタクシー会社 に問い合わせください。
			第1種身体障がい(児)者	第2種	身体障がい者	
		対象者	本人及び介護者		本人	福祉事務所
有料道		【手続きに』	<b>必要なもの</b> 】	- 1		(障がい者支援係)
通行料	金割引	手帳、運転	<b>者の免許証、割引対象の車の車検</b>	証		電話 0855-75-1931
		(ETC 御利月	引の場合は、ETC カード、ETC セッ	・トアップ申込書、証	E明書も必要です。)	町内無料電話 375-1931
		<ul><li>全額免除</li></ul>	<ul><li>・・・身体障害者手帳をお持ちの</li></ul>	方がいろ世帯で	〒690-0065	大和事務所
NHK	放送受信料		世帯全員が住民税非課税	22 / DEIII	松江市 <b>灘町</b> 1-21	電話 0855-82-3121
免除		・半額免除・・・視聴覚障がい者又は NHK 松江放送局			町内無料電話 382-3121	
			重度の身体障がい者(1, 2	2級)の方が世帯主	電話 0852-32-0702	
郵便料	金減免		・・・点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物 i・・・盲人用点字小包郵便物			詳しくは郵便局に 問い合わせください。
無料番号	<b>号案内</b>	肢体不自由 :	聴覚障がい者用小包郵便物(聴覚障がい者用ビデオテープ) 登障がい1~6級 を体不自由1~2級 (上肢、体幹、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい) かれあい電話 フリーダイヤル 0120-104174			詳しくはNTTに 問い合わせください。
携帯電	話割引制度	携帯電話各名	話各社の携帯電話基本使用料等が割引になります。			詳しくは携帯電話各社 へ 問い合わせください。
		退内各施設	7.利田料が減免にかります			詳しくは各施設に
施設利	県内各施設の利用料が減免になります。 を設利用料の減免   町内:ゴールデンユートピア利用料			問い合わせください。		
		1		の場合 所得控除の	加質があります	1994 1145 G / 1C G 4 9
税金	所得税	<ul><li>障がい者</li><li>特別障が</li></ul>	控除 (身体障害者手帳3~6 い者控除(身体障害者手帳1~2 の他に、特別障がい者と同居し扶	<ul><li>級) 控除額27</li><li>級) 控除額40</li></ul>	万円	浜田税務署 電話 0855-22-0360
- 1/2	住民税	本人又は配 ・障がい者: ・特別障が	偶者、扶養親族が障がい(児)者 空除 (身体障害者手帳3~6 い者控除(身体障害者手帳1~2 の他に、特別障がい者と同居し扶	級) 控除額 2 6 級) 控除額 3 0	万円	住民課 電話 0855-75-1213 町内無料電話 375-1213

	自動車の所有者及び運転者によって減免の適用される範囲が制限されています。	西部県民センター
自動車税の減免	・自動車の所有者	県央事務所
	障がい者本人又は障がい者と生計を一にする方 (本人の所有する自動車がない場合)	電話 0854-84-9576
	・運転者	住民課
軽自動車税の減免	障がい者本人	電話 0855-75-1213
	生計を一にする方・・・障がい者の方のための交通手段として使われること	町内無料電話 375-1213
自動車取得税の減	常時介護する方・・・・主として障がい者の通学、通院、通所、生業等の利用に	島根県税務課
免	供していること	電話 0852-37-0341